

藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付要綱

制定 平成27年 9月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成28年11月25日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、旧東海道藤沢宿街なみ継承地区における商業の活性化を図るため、事業者が地区の特性を活かした店舗を開業する際に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なみ継承地区 藤沢市街なみ百年条例（平成26年藤沢市条例第24号）に基づいて指定された「旧東海道藤沢宿街なみ継承地区」をいう。
- (2) 事業者 当該地区において、旧東海道藤沢宿街なみ継承地区街なみ継承ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った店舗を開業及び営業する個人又は法人をいう。
- (3) 店舗 事業者がガイドラインの趣旨に沿った店舗の開業及び営業の実施を目的として自ら所有又は賃借する店舗であり、当該地区内に存するものをいう。
- (4) 原本証明 事業者（事業者が法人である場合はその代表者）が、原本の写し等に原本と相違ない旨並びに事業者名（事業者が法人である場合は事業者名及びその代表者名）を記し、押印することにより、原本と相違ないことを証明することをいう。

(事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 事業者は、当該地区内に新たに開業する個人又は法人であること。なお、地区内に支店等を新たに出店する既存事業者を含む。
- (2) 事業者が個人である場合は、開業時点に18歳以上であること。
- (3) 補助金の交付対象期間（初回交付から2年間）終了後も、当該地区において、ガイドラインの趣旨に沿った店舗の営業を継続する計画を備えていること。
- (4) 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない者であること。
- (5) 公的資金などの活用も含め事業運営に必要な自己資金を有していること。
- (6) 許可若しくは認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受けている、又は許可若しくは認可を受ける見込みがあること。

- (7) 暴力団・暴力団員でないこと、又はそれらと社会的に非難されるべき関係を有することが認められないこと。

(店舗の形態)

第4条 補助金の交付を受けることのできる店舗の形態は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 当該地区内に存する建物を利用した店舗であること。
- (2) 原則として、交付決定後、一定期間内に営業を開始できること。
- (3) 原則として、週4日以上営業できること。
- (4) 賃貸借により店舗を設ける場合は、貸主と補助対象者との間に三親等以内の親族又は同一の企業等の経営に関与するなどの密接な関係がないこと。

(補助の対象業種)

第5条 店舗に来街者が集い憩えることを目的とし、また歴史を感じさせる雰囲気や地区の回遊性の向上に資する飲食店・小売業を補助対象とする。（例、カフェ・甘味処・手打ちそば屋等の飲食店、雑貨屋・駄菓子屋等の小売業）

(補助の対象事業等)

第6条 補助対象事業費及び補助率・限度額は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助の対象となる賃借料は、営業を開始する日が属する月の翌月以降（営業開始が月の1日の場合は、その日が属する月以降）の24月分とする。
- 3 国、県及び本市関係団体の補助制度や本市の他の補助制度の助成を受ける場合は、当該団体から交付される補助金のうち賃借料又は開業に要する改装工事費に相当する補助額を補助対象事業費から控除する。

(事業選定)

第7条 市長は、通年で希望者を募り、対象事業者を選定するものとする。

- 2 市長は、希望者に藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金申込書兼事業計画書（第1号様式）の提出を求めるものとする。
- 3 市長は、別に定めるところにより設置する藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮問し、対象事業者の選定をすることができる。

(補助金交付の申請手続)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、対象事業の営業を開始するまでに藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付申請書（第2号様式）を、次の各号に掲げる補助金の種別毎の定めに従い市長に提出しなければならない。

(1) 賃借料に係る補助金 補助金交付申請時に、店舗の賃貸借について、契約締結済み、又は賃借料等の条件が明らかになっており、速やかに契約締結できる状況にあること。ただし、前年度に引き続き補助金交付申請を行おうとする場合については、当該年度の初日を期限としてあらためて当該年度分の交付申請をすること。

(2) 改装工事費に係る補助金 補助金交付申請時に、店舗の改装工事について、工事の内容や経費等の条件が明らかになっており、速やかに契約締結できる状況にあること。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 事業者が法人である場合にあってはその定款及び申請前3月以内発行の登記事項証明書、事業者が個人である場合にあってはその居住지를証する書類

(2) 事業者が法人である場合にあっては補助申請事業以外に実施する事業内容を明らかにする書類

(3) 事業計画図（賃借料に係る補助金の交付申請の場合にあっては店舗の平面図、改装工事費にかかる補助金の交付申請の場合にあっては店舗の平面図及び正面図）

(4) 店舗の位置図

(5) 店舗の写真（賃借前のもの。）

(6) 賃借料又は改装工事費を証明することができる契約書又は見積書（原本証明をしたものに限る。）

(7) 市税の納税証明書又は非課税証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 賃借料に係る補助金の交付申請に関する前項各号の書類は、その内容に変更がない場合に限る、その翌年度以降に提出する申請書に添えることを要しないものとする。

4 第1項に定める申請は1事業者において同一事業につき1件までとする。

（補助金交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際して、補助期間終了後も当該店舗において事業を継続することなどの交付条件を付することができる。

（届出義務）

第10条 改装工事費に係る補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届（第4号様式）に工事請負契約書の写し（原本証明をしたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 改装工事費に係る補助金の交付を受けて事業を行うものは、完了したときにあつては、事業完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真（事業着手前と事業完了後）

(2) 完成図面

- (3) 支払領収書（支払いが完了している場合。未払いの場合には事業報告書提出時に添付。原本証明をしたものに限る。）
- (4) 振込通知書（代金を銀行振り込みで支払った場合。原本証明をしたものに限る。）

（事業の計画変更）

- 第11条 第9条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金変更承認通知書（第7号様式）により通知する。
- 3 第9条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、市長に報告し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

- 第12条 賃借料に係る補助金は、2月ごとに分割して、改装工事費に係る補助金は、事業完了後支払う。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を各請求月の初日までに市長に提出しなければならない。

（事業実績報告書の提出）

- 第13条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。（賃借料補助金については、交付期間中の各年度毎に提出）
- (1) 当該事業の成果を記載した書類
 - (2) 収支を証する書類の写し（原本証明したものに限る。）
 - (3) 事業の状況を確認することができる写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（報告）

- 第14条 市長は、補助金の適正執行のために必要と認められるときは、いつでも事業者に対し、事業の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（交付決定の取り消し等）

- 第15条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を交付の目的以外に使用するなど、補助金の運用が適当でないと認めたとき。
 - (3) この要綱の規定又は交付決定通知に付した条件に違反したとき。

- (4) 当初の事業計画・目的と著しく逸脱した事業を実施しているとき。
- (5) 市長の承認を得ずに店舗を転貸したとき。
- (6) 第11条第1項の規定により、市長が変更を承認しなかったとき。
- (7) 第11条第3項の規定により、市長が中止又は廃止を承認したとき。
- (8) 補助対象事業の実施期間が交付対象期間（初回交付から2年間）に満たなかったとき。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - ア 交付対象者の死亡または心身の障がいにより事業を継続できない場合。
 - イ 災害その他の避けることができない理由により事業を継続できない場合。
 - ウ その他の理由により事業を継続できないことがやむを得ないものと市長が認める場合。
- (9) その他、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により取り消しをする場合、市長は藤沢市街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業補助金交付決定取消通知書兼返還通知書（第9号様式）により、対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（備付帳簿）

第16条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第6条関係）

区 分	補助対象事業費	補助率・限度額
賃借料	店舗を利用するために必要な賃借料であって、営業を開始する日が属する月の翌月以降（営業開始が月の1日の場合は、その日が属する月以降）に係るもの。 ただし、賃貸借契約に定める月額賃借料を補助対象事業費とし、保証金、敷金、礼金、共益費、駐車場使用料、仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用は対象外とする。	補助率 店舗賃借料の2／3 限度額 1か月あたり16万6千円
改装工事費	店舗を利用するために必要な改装工事のうち、改装工事費用が30万円以上のものであって、補助金の交付申請を行った日の属する年度の年度末までに終了するものに係る費用。 ただし、開業に当たって必要な内装、外装、設備設置工事等に要する経費を補助対象事業費とし、家具等の備品費やリース料は対象外とする。	補助率 店舗改装費の2／3 限度額 200万円